

広島県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十五年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市三次線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市口和町宮内字中組二二番三地从先から 庄原市口和町宮内字中組二二番三地从先まで		二八・一五〇 三二・九〇		一四・八〇	
	二七・〇〇 三二・九〇			一四・八〇	幅員減少 不用物件 延長一四 ・〇〇メ ートル